

2022年度

町田市在宅医療・介護連携機能強化型地域包括支援センター (医療と介護の連携支援センター) 運営業務委託仕様書 (案)

1 契約の目的

本業務は、在宅医療・介護連携等に係る事業について、町田市内の各地域を担当する地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）を後方支援し、また医療・介護の専門職からの相談対応をすることにより、地域での課題解決を効果的に行うとともに、市全域の情報収集や課題整理を行い、必要な施策に繋げるための企画調整を行うことを目的とする。

本仕様書は、その目的を達するため、町田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に対し、在宅医療・介護連携機能強化型の地域包括支援センター(医療と介護の連携支援センター)の運営業務を委託するにあたり、業務内容及び実施方法等必要な事項について定めるものとする。

2 業務の履行上の原則

乙は、甲から受託した業務の履行にあたり、「町田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例」（以下「条例」とする。）、「町田市地域包括支援センター事業実施要領」（以下「要領」とする。）等の関連例規を遵守すること。また「町田市地域包括支援センター運営方針」をふまえて、必要な措置を講じることとする。

3 名称及び担当区域

要領第4に基づき、在宅医療・介護連携機能強化型の地域包括支援センターは、「医療と介護の連携支援センター」と称する。また、担当する区域は市内全域とする。

4 契約期間

2022年4月1日から2023年3月31日まで

5 業務内容

乙は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第2項第1号から第4号に掲げる事業（包括的支援事業）及び法第115条の45第1項第1号ニに掲げる事業（第1号介護予防支援事業）、その他市が必要と認める事業について、以下のとおり実施する。

(1) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

ア. 高齢者支援センターに対する後方支援

高齢者支援センターが医療依存度の高い高齢者等の支援をする場合において、高齢者支援センターの求めに応じ、医療介護資源の情報提供や在宅医療・介護連携の観点から助言を行うとともに、高齢者支援センターが対応困難な場合には、連携して対応を行う。

イ. 市民等からの相談対応

市民等からの高齢者を対象とする各種相談に応じ、必要に応じて高齢者支援センターのほか、適切な関係機関へ円滑に繋げるとともに、高齢者支援センターと連携して対応を行う。

(2) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）

ア. 高齢者支援センターに対する後方支援

高齢者虐待に関する地域からの通報を受け付け、市及び高齢者支援センターに迅速に繋げるとともに、虐待等を受けた高齢者に、医療処置や入院等の対応が必要な場合について、高齢者支援センターの求めに応じ、医療介護資源の情報提供や、医療機関と調整を行う等の支援を行う。

イ. 高齢者虐待の防止

医療機関に対して虐待の早期発見や防止に関する研修を実施するなど、在宅医療・介護連携の観点から、虐待防止に関する普及啓発を行う。

ウ. 成年後見制度の利用支援

入院中又は入所中で在宅復帰の予定がない高齢者で、成年後見制度の申立が必要な状況にあるにも関わらず、本人が申立することができず、親族の協力も得られない場合、乙は、権利擁護支援検討委員会（以下、「検討委員会」という。）に当該事案を提案する。乙は、検討委員会での検討を経て、成年後見制度の市長申立が承認された場合には、申立に係る関係機関への情報提供や後見人等への引継ぎ等、成年後見制度の利用に向けた支援を行う。

なお、検討委員会への提案にあたっては、対象者の状況の確認や資料の作成・提出等、必要な準備を行うこと。

また、準備の過程で高齢者虐待が疑われる場合は、速やかに、甲に対して高齢者虐待報告書を提出し、必要に応じその後の対応についても連携を図ること。←、認知症などの症状により判断能力が十分でないために、財産管理や契約行為等が困難な高齢者に対して、成年後見制度利用の

~~ための市長による審判請求手続き等に関する検討会の事例様式の作成等、必要な支援を行う。~~

~~なお、権利擁護に関する相談支援を行うにあたり、必要なときは、「(仮称)権利擁護支援検討委員会」に出席して、成年後見制度市長申立を含めた支援の方向性等について助言を求める等により、効果的な支援の実施に努めること。~~

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援（法第115条の45第2項第3号）

ア. 介護支援専門員に対する研修会等の実施

介護支援専門員の質の向上を目的に、リ・アセスメント支援シート研修やファシリテーター研修等を開催する。

イ. 指導・助言等の実施

高齢者支援センター及び介護支援専門員が、自立支援に基づく適切なマネジメントを行うため、必要に応じて助言・指導等を実施する。

ウ. 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの質の向上の実施

高齢者支援センターが作成する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの質の向上に資する取り組みを実施する。

エ. 町田市介護保険サービス事業所連絡会等との連携

介護支援専門員が抱える課題の把握を行い、各町田市介護保険サービス事業所連絡会等と連携し、課題解決に向けた取り組みを実施する

(4) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）（法第115条の45第1項第1号ニ）

高齢者支援センターから依頼のあった事業対象者及び要支援者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。実施方法などは、別紙1に定めるものとする。

(5) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）

次に掲げる内容について、町田市医師会、その他関係機関と連携して実施する。

ア. 地域ケア会議の企画運営支援

高齢者支援センターの開催する医療と介護の関係者が連携して解決すべき課題を検討する地域ケア推進会議の運営に関し、次の事項について助言し、又は連携して対応を行う。

なお、地域ケア個別会議については、高齢者支援センターの求めに応じ、対応するものとする。

- ① 会議の企画
- ② 医療機関等への周知、参加促進のための呼びかけ
- ③ 会議終了後実施する会議内容の評価及び地域での展開の支援

イ. 医療・介護専門職からの相談対応

医療・介護の専門職等からの、入退院・転院等に関する相談、その他在宅医療・介護連携に関する相談に対し、医療介護資源の情報提供や在宅医療・介護連携の観点から助言を行い、必要なときは高齢者支援センター等関係機関と連携して支援を行う。

ウ. 地域の医療・介護関係者の連携体制の構築支援

高齢者支援センターの求めに応じ、当該高齢者支援センターの担当区域内の介護関係者と市内及び隣接する他自治体にある医療関係者との連携体制を構築するための支援を行う。

エ. 高齢者支援センター職員に対する勉強会等の実施

高齢者支援センターの職員に対し、医療上の基礎知識など在宅医療・介護連携の推進に必要な知識を習得するための勉強会等を実施する。

オ. 医療介護情報の把握及び提供

市全域の医療介護に関する資源、又は在宅医療・介護連携に関する取組み等の情報について、継続的に収集し、常に最新の情報を把握するとともに、市民や関係機関等へ提供する。

カ. 在宅医療・介護連携に関する課題の整理

高齢者支援センターの支援、医療介護関係者への相談対応や地域ケア会議への参画等を通じて、市全域の在宅医療・介護連携に関する課題の整理を行う。

キ. 対応策の企画・調整等

上記カで整理した課題について、対応策の調査、研究及び企画調整を行い、町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクト（以下、「町プロ」という。）推進協議会等の市地

域ケア会議に位置付けられる協議体において、甲が議題として提起するための調整を行う。

ク. 町プロの推進支援

町プロ推進協議会において決定したプロジェクトを各地域で実施するにあたり、必要な支援を行う。

ケ. 地域住民や専門職等への理解促進

医療及び介護の制度について理解促進のため、地域住民及び専門職に対し講演会や、パンフレット等の作成・配布等、必要な取り組みを行う。

(6) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

医療・介護連携推進の観点から、認知症を有する者（又はその疑いのある者）に対する医療・介護サービス等の提供が円滑に行われる体制の構築を目的として、市内の認知症疾患医療センターと連携し、以下の業務を行うこと。

ア. 認知症とともに生きるまちづくりの推進

医療・介護の専門職等に対し、甲が実施する認知症施策の取り組みに関する情報提供や協力の呼びかけを行う。

イ. 認知症に関する会議・研修・イベント等への参加・協力

甲が開催する認知症に関する各種研修・会議・イベント等について、医療・介護連携推進の観点から効果的と考えられる取組に参加・協力する

(7) その他業務

ア. 町プロ推進協議会への参画

必要に応じて、町プロ推進協議会の企画・運営に際し、部会に参加するなど提案や助言を行う。また、管理責任者は、地域包括支援センターの代表として、町プロ推進協議会に参画する。

イ. 高齢者支援センター連絡会への出席

①管理責任者は「高齢者支援センター連絡会」（以下、「連絡会」という。）に出席する。
連絡会は原則、毎月第4水曜日の午前中に実施する。

②連絡会での協議内容や報告内容は必ず管理責任者から乙の職員に伝え、センター全体

で情報共有する。

ウ. 各専門職種別連絡会への出席及び企画・運営支援

高齢者支援センターが定期的に実施する専門職種別の連絡会に定期的に出席し、運営の支援をする。

エ. 地域包括支援センター運営協議会への出席

地域包括支援センター運営協議会に出席し、必要に応じて報告、説明を行う。また、必要資料の作成について甲へ協力する。

オ. 適正化事業の推進

地域の介護支援専門員が自立支援に資する適正なケアマネジメントを行えるように、町田市ケアマネジメント勉強会に協力する。

カ. 住宅改修及び福祉用具の選定に対する支援

①住宅改修

事業対象者及び要支援者に対し、必要に応じて住宅改修のアセスメント、プランニング、行政手続などの選定支援を行う。

②福祉用具

事業対象者及び要支援者に対し、必要に応じて適切な福祉用具の選定支援を行う。

(8) 報告書等の作成・提出

ア. 月次報告書等の作成・提出

乙は、本業務の業務実績について、別途定める指定期日までに甲が指定する報告書を提出する。

イ. 年間事業計画等の作成・提出

乙は、町田市地域包括支援センター運営協議会に報告するため、年間の事業計画、事業報告、収支予算書及び決算報告を甲が定める期日までに、それぞれ甲が指定する書式により甲に提出するものとする。

6 開設日及び開設時間

(1) 窓口の開設日　　月曜日から金曜日

※国民の祝日にに関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く

(2) 窓口の開設時間　午前8時30分から午後5時00分まで

7 実施体制

(1) 職員体制

ア 要領第8第2項に基づきセンターに配置すべき職員の員数は、5人以上とする。

イ 要領第8第4項に基づきセンターに置くべき、専らその職務に従事する常勤職員の員数は、要領第8第1項1号から3号に定める者を各1人以上とする。

ウ その他、要領第8及び「町田市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例及び地域包括支援センター運営事業実施要領に基づく職員配置基準の運用について」をふまえて、職員の体制を整備すること。

(2) 医師等の協力体制

乙は、職員が業務遂行にあたって、医師等から医療に関する専門的な助言を得られるよう又は職員と医師等が連携して相談支援や関係機関との調整を行うことができるよう、乙が運営する医療機関において医師等の職員による協力体制を整備する。

(3) その他

事務所の設置については、以下の点に留意する。

ア. 建物入口周辺も含め、高齢者に配慮した建物・場所に事務所を設置すること。建物を2階以上に設置する場合は、エレベーターを利用できるようにすること。

イ. 個人情報保護に配慮した事務スペース及び専用電話回線、プライバシーに配慮した相談スペースを確保すること。

ウ. 事務室には、机、椅子、施錠可能な書類保管庫の他、固定電話・ファクシミリ、パソコン（Word、Excel、セキュリティ機能を確保したもの）、プリンターを整備し、専用の電子メールアドレスを取得すること。

エ. 看板を来所者にわかりやすく設置すること。

8 委託料及び支払い方法

(1) 甲は契約代金の一部を前払いで支払うものとする。その時期及び金額は別紙2に定めるものとする。

(2) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）については、別紙1に定める

とおりとする。

9 緊急対応の体制整備

乙は、開所時間外においても緊急の相談等に備え、連絡がとれる受付体制を整備すること。また、あらかじめ必要な関係機関等との連絡方法及び緊急時の公的サービスの利用に伴う利用申請手続き等の取り扱い等の対応手順を定めておくこと。

10 事故発生時の対応

乙は、業務の履行に際し、事故やその他の緊急の事態が生じたときは、適切な処理を行うとともに、速やかに甲に報告すること。

11 その他

- (1) 乙は、今年度の実施内容を振り返り翌年度の事業計画に生かすため、甲が実施する事業評価を受けるものとする。
- (2) 市が主催する災害対策のための訓練等への協力依頼があった場合は、協力体制をとる。
- (3) 乙の職員は、各種研修会及び異職種従事者との交流などに積極的に参加するよう努めるものとする。
- (4) 契約期間内に後継の受託者が決定した場合、後継の受託者が医療と介護の連携支援センターの運営を行うために必要なデータ及び資料、知識及び技術等について、乙の負担により引継ぎを行うこと。
- (5) 契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること
 - ウ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症等の影響により、高齢者支援センターにおいて事業継続が困

難となった場合は、市民にとって緊急性・必要性の高い業務を継続するため、乙は高齢者支援センターが実施する総合相談支援業務に協力するよう努めること。

1.2 疑義の解決

契約約款及びこの仕様書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。